

ウ

あいち電子自治体推進協議会 施設予約システム事業部会

設置要綱

平成16年3月25日 あいち電子自治体推進協議会会長制定

(目的)

第1条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下、「協議会」という。）会則第6条第4項の規定に基づき、施設予約システム事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) 共同利用型施設予約システムの開発及び運営に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる会員の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(事業部会の開催)

第4条 事業部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第5条 事業部会の庶務は、協議会事務局（愛知県企画振興部情報企画課）において処理する。

(補足)

第6条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議し定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

市

豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市
江南市	小牧市	稻沢市	新城市	東海市	大府市	知立市
尾張旭市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市		

町村

東郷町	長久手町	西枇杷島町	師勝町	春日町	清洲町	新川町
大口町	扶桑町	七宝町	美和町	甚目寺町	大治町	蟹江町
十四山村	弥富町	佐屋町	阿久比町	東浦町	武豊町	一色町
吉良町	幡豆町	幸田町	額田町	三好町		